

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（10-23）スクラム用電磁弁に異音の発生が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 2 | 1号機 | 中央操作室換気空調系空調機（B）フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃 | 対象外 | |
| 3 | 1号機 | No. 2重油移送ポンプ出口圧力計の継手部に油リーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 4 | 2号機 | 不活性ガス系温度検出器点検において、原子炉・熱遮蔽壁間空気供給部測定温度信号ケーブルの誤接続による温度記録計U及びVの入れ違い表示が認められたため、当該ケーブルを再接続及び対応検討 | C | |
| 5 | 2号機 | 気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置制御用空気除湿塔間連絡空気駆動弁駆動部点検において、制御電磁弁にエアリークが認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 6 | 2号機 | 原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査）の記録確認において、検査成績書及び検査要領書の設備名に誤記が認められたため、当該成績書及び要領書を改訂及び対応検討 | C | |
| 7 | 2号機 | 原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口サンプリング流量計器点検において、指示不良（流量指示が表示されない）が認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 8 | 2号機 | 原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口サンプリング流量計器点検において、指示不良（流量指示が表示されない）が認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 9 | 2号機 | 気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置除湿冷却器用グリコール入口配管（流量計付近）の保温材よりリーク（1滴/10分程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 10 | 2号機 | 主復水器水室海水出口弁（B-1・B-2）近傍の配管エキスパンションフランジボルトに緩みが認められたため、当該ボルトを締付 | D | |
| 11 | 2号機 | タービン補機冷却系ポンプ（A）試運転において、ポンプカップリング側メカニカルシールよりリーク（糸状）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 12 | 3号機 | 原子炉建屋換気空調系冷却装置（3）論理回路用ヒューズホルダーの引抜操作において、ヒューズホルダーを破損させたため、当該ホルダーを交換 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 13 | 3号機 | 原子炉圧力容器水素注入装置大流量調整弁点検において、同小流量調整弁側にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 14 | 4号機 | 廃棄物処理系床ドレンろ過器出口流量記録計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該流量記録計を点検・修理 | D | |
| 15 | 4号機 | 循環水ポンプ（A・B・C）系出口圧力検出配管点検において、当該配管サポートに腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 16 | 4号機 | 取水設備トラベリングスクリーン（D・E・F・G）点検において、オイルレスブッシュに摩耗が認められたため、当該部を交換 | D | |
| 17 | 4号機 | 給復水系復水回収タンクドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |
| 18 | 4号機 | ほう酸水注入系貯蔵タンク補給水入口ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |
| 19 | 5号機 | 高圧タービン下半ノズルダイヤフラム浸透探傷検査において、8段水平面に指示模様が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 20 | 5号機 | 主タービン回転数検出器点検において、内部コイルの断線が認められたため、当該部を交換 | C | |
| 21 | 6号機 | 廃棄物処理建屋3階機器ドレンろ過器室（東側）扉に施錠不良が認められたため、当該扉を点検・修理 | D | |
| 22 | 集中環境施設 | 廃液濃縮系床ドレン供給ポンプ出口圧力の低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで